

雇用のミスマッチ解消・人材確保助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）は、令和6年能登半島地震の影響により、被災地において生じている雇用のミスマッチを解消し、人材確保を促進するため、被災求職者が求人に応じやすいよう、軽作業などの一部の業務の切出しを支援するとともに、それに伴って労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条で定義される労働者をいう。以下同じ）を雇用した場合、予算の範囲内において、雇用のミスマッチ解消・人材確保助成金（以下「助成金」という。）として支給するものとし、その支給等に関しては、この要綱に定めるところによるものとする。

(対象事業者)

第2条 助成対象の事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、以下のすべてを満たす者であること。

- 一 珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市および志賀町に所在する事業所を有している事業者であること。
- 二 官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。
- 三 労働基準法等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- 四 雇用保険の適用事業主であること。
- 五 法令に基づき、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず加入していない事業者でないこと。
- 六 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。
- 七 公序良俗に反する事業を行う事業者でないこと。
- 八 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行う事業者でないこと。
- 九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業者でないこと。
- 十 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 十一 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- 十二 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- 十三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。
- 十四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。

十五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(助成要件・助成額)

第3条 前条第1号の事業所において、既に出している、あるいは今後出そうとしている求人業務の中から、業務の切出しを行うことで創出した求人について、石川県内のハローワーク等、機構が指定する職業紹介機関に登録した当該求人内容で、労働者を雇用した場合を助成対象とする。

2 助成対象となる労働者については、前条第1号で定める事業所において、半年以上の雇用見込みがあると認められる者とする。

3 助成額は、以下のとおりとする。

助成額	切り出した求人により新規雇用した労働者1人あたり上限10万円 事業者1者あたり上限100万円
-----	---

(助成金の支給申請等)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、以下の申請を必要とする。

一 業務の切出しにより創出した求人について、指定の職業紹介機関に登録後、労働者の雇用契約を締結し、助成金の給付を受けようとする際は、定められた期限までに助成金支給申請・実績報告書（様式第1号）のほか、募集要領に定める添付書類を提出しなければならない。

二 助成金の支給にかかる申請期限は、機構が別に定める日とする。

三 助成金の支給申請は前号に定める申請期日までの期間であれば、何度でも行うことができるものとする。ただし、当該申請額は、第3条第3項に定める事業者1者あたりの助成上限額を超えてはならない。

四 申請者は、支給申請に要した経費を請求することはできない。

(助成金の支給決定、額の確定等)

第5条 機構は、前条第1号に定める書類を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めた助成額について、支給決定通知書又は不支給決定通知書により申請者に通知する。

2 機構は、事業者に支給すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が支給されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずる。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、助成金の支給の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、機構に対し、別記第4号様式による支給申請取下届出書をもって申し出なければならない。

(支給決定の取消し等)

第7条 機構は、次の各号に該当する場合には、助成金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 助成金の申請者が、法令、本要綱又はこれらに基づく機構の指示に従わない場合

二 助成金の申請者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

三 助成金の支給決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(助成金の返還)

第8条 機構は、助成金の支給を受けた者に対し、前条により支給決定を取り消した場合は、既に支給した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(実績報告)

第9条 実績報告については、第4条第1号に定める書類の提出をもって報告に代える。

(助成金の経理)

第10条 助成を受けた事業者は、雇用内容を証する書類を整備して、収支簿とともに事業の完了日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第11条 機構は、助成事業の適正を期すため必要があるときは、助成を受けた県内事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

(業務の執行)

第12条 本要綱第5条、第7条、第8条及び第11条の事務は、石川県職員が自ら行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、支援金の支給に関し、必要な事項は機構が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

この要綱は、令和6年10月3日から施行する。